

香川県営業継続応援事業

県民の外出機会が減少したことにより大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等に応援金を支給し、営業継続を応援

1 飲食事業者向け

対象：県内で、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店営業を行う法人又は個人事業主（小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く）

要件：当該店舗における本年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で30%以上減少していること など

※（創業間もない事業者を除き）令和2年1月と2月を含む期間の確定申告書が必要

支給額

- ・ 減少率が50%以上の場合
1店舗当たり 40万円（上限）
- ・ 減少率が30%以上50%未満の場合
1店舗当たり 20万円（上限）